



目次

規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人 事 課）…798
- 山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（若者活躍・男女共同参画課）…802
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則等の一部を改正する規則……………（県民文化スポーツ課）…同
- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（教 育 庁）…803

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…804
- 同……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 洪水浸水想定区域の指定……………（河 川 課）…805

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則1－2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則……………806
- 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………808

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………809
- 山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………813

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁総務課）…814
- 令和元年度山形県の特任役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………（建設企画課）…同
- 令和元年度山形県の特任役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………（同）…815
- 一般競争入札の公告……………（教育庁）…816

規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	136,100	198,300	234,700	267,800
	2	137,100	200,200	236,200	269,700
	3	138,100	202,000	237,600	271,500
	4	139,100	203,700	239,200	273,600
	5	139,900	205,300	240,800	275,500
	6	140,900	207,200	242,500	277,400
	7	141,900	208,800	243,900	279,400
	8	143,000	210,700	245,400	281,500
	9	143,800	212,400	247,000	283,600
	10	144,800	214,200	248,400	285,600
	11	145,800	216,000	250,000	287,800
	12	146,800	217,800	251,500	289,800
	13	147,700	219,200	252,900	291,900
	14	148,800	221,000	254,400	294,000
	15	150,100	222,600	255,800	296,100
	16	151,200	224,500	257,100	297,900
	17	152,300	226,200	258,600	300,000
	18	153,500	227,800	260,200	302,000
	19	154,600	229,300	261,900	304,100

20	155,700	230,900	263,700	306,100
21	156,800	232,500	265,400	308,100
22	158,300	234,200	267,200	310,100
23	159,600	235,800	268,900	312,200
24	160,900	237,300	270,700	314,300
25	162,300	238,700	272,600	316,200
26	163,800	240,100	274,600	318,300
27	165,300	241,600	276,400	320,500
28	167,000	242,900	278,300	322,500
29	168,300	244,100	280,000	324,500
30	169,800	245,300	281,900	326,500
31	171,300	246,400	283,900	328,700
32	172,800	247,500	285,400	330,800
33	174,300	248,700	287,200	332,300
34	177,000	249,900	289,100	334,300
35	179,700	251,100	290,900	336,300
36	182,400	252,300	292,800	338,400
37	185,100	253,300	294,400	340,400
38	186,900	254,800	296,000	342,300
39	188,400	256,200	297,800	344,400
40	190,100	257,800	299,700	346,300
41	191,700	259,100	301,400	348,300
42	193,300	260,400	303,200	350,200
43	195,200	261,900	304,900	352,000
44	196,900	263,200	306,500	354,000
45	198,300	264,400	308,200	355,500
46	199,900	265,800	309,900	357,000
47	201,400	267,200	311,600	358,500
48	202,800	268,400	313,300	360,000
49	204,100	269,800	314,400	361,700
50	205,400	270,900	316,000	362,500
51	206,600	272,200	317,500	363,700
52	207,900	273,500	319,200	364,700
53	209,200	274,500	320,800	365,700
54	210,600	275,600	322,400	366,800
55	211,800	276,900	324,100	367,700
56	213,100	278,300	325,600	368,800
57	214,200	279,300	327,100	369,700
58	215,600	280,300	328,400	370,400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	59	216,800	281,400	329,600	371,100
	60	218,100	282,500	330,800	371,800
	61	219,300	283,700	331,600	372,200
	62	220,300	284,700	332,500	372,800
	63	221,100	285,500	333,300	373,600
	64	222,200	286,600	334,100	374,300
	65	223,400	287,400	335,000	374,600
	66	224,400	288,300	335,400	375,300
	67	225,200	289,100	336,200	376,000
	68	226,100	290,000	337,000	376,700
	69	226,800	291,000	337,800	377,000
	70	227,600	291,800	338,500	377,700
	71	228,500	292,600	339,200	378,400
	72	229,400	293,400	340,000	379,000
	73	230,000	294,300	340,500	379,300
	74	231,000	294,800	341,100	379,900
	75	231,800	295,200	341,600	380,600
	76	232,700	295,700	342,200	381,200
	77	233,300	295,800	342,500	381,700
	78	234,000	296,200	343,000	382,200
	79	235,000	296,400	343,400	382,800
	80	236,000	296,800	343,900	383,300
	81	236,800	297,000	344,400	383,800
	82	237,500	297,200	344,900	384,400
	83	238,100	297,600	345,400	384,900
	84	238,900	297,900	345,900	385,200
	85	239,600	298,200	346,200	385,600
	86	240,300	298,500	346,600	386,200
	87	241,000	298,800	347,100	386,600
	88	241,700	299,200	347,500	387,000
	89	242,400	299,500	347,800	387,400
	90	243,200	299,900	348,300	387,900
	91	244,000	300,200	348,800	388,300
	92	244,700	300,600	349,200	388,700
	93	245,400	300,700	349,400	389,000
	94	246,100	300,900	349,800	
	95	246,800	301,300	350,300	
	96	247,500	301,700	350,700	
	97	248,000	301,900	350,800	

	98	248,800	302,200	351,300	
	99	249,500	302,700	351,700	
	100	250,200	303,100	352,000	
	101	250,800	303,300	352,300	
	102	251,300	303,600	352,700	
	103	251,700	304,000	353,100	
	104	252,200	304,300	353,500	
	105	252,500	304,500	354,000	
	106		304,800	354,400	
	107		305,200	354,800	
	108		305,500	355,200	
	109		305,700	355,700	
	110		306,100	356,100	
	111		306,600	356,400	
	112		306,900	356,800	
	113		307,000	357,300	
	114		307,300		
	115		307,600		
	116		308,000		
	117		308,200		
	118		308,400		
	119		308,700		
	120		309,000		
	121		309,400		
	122		309,600		
	123		309,900		
	124		310,200		
	125		310,500		
再任用 職員		191,500	219,600	260,400	280,200

備考 この表は、非常勤職員以外の職員に適用する。

(技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1中	円	円
	357,600	357,700
	357,900	358,000
	358,300	358,400
	358,800	358,900
	359,200	359,300
	359,500	359,600
	359,900	360,000
	360,400	360,500
	360,800	360,900
	361,100	361,200
	361,500	361,600
	362,000	362,100

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び第2条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の平成18年改正規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則又は第2条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第41号

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県男女共同参画センター条例施行規則（平成13年3月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「月曜日」を「毎月の第1月曜日」に、「及び毎月の」を「、第3月曜日及び第5月曜日並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第42号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則等の一部を改正する規則

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第1条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「電子情報処理組織」を「条例第6条第3項に規定する電子情報処理組織（次項及び第6項において「電子情報処理組織」という。）」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項」に、「情報通信技術利用法第5条第1項」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第

8条第1項」に、「書類の」を「書類により」に改め、同条第3項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 条例第6条第3項の規則で定める電子情報処理組織（法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織に限る。）は、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織とする。

4 条例第6条第3項の規則で定める電子情報処理組織（法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織に限る。）は、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織とする。

第9条に次の1項を加える。

6 条例第6条第5項の規則で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出とする。

（山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第2条 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「、午後7時」を「、午後8時」に、「午後7時まで」を「午後8時まで（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、午後7時以降の利用者がいない場合は、午前9時から午後7時まで）」に改める。

第3条第1号中「月曜日」を「毎月の第1月曜日」に、「である」を「（以下「文化の日」という。）である」に、「及び毎月の第3日曜日」を「、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、月曜日（文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日）」に改める。

第7条中「施設等」を「施設等及び駐車場」に改める。

別表に次の1項を加える。

5 駐車場使用料の額

250円に1時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額

別記様式第3号中「施設等」を「施設等及び駐車場」に、

附 属 設 備	／ 〃		～	～	～	～		を
---------	-----	--	---	---	---	---	--	---

附 属 設 備	／ 〃		～	～	～	～		に改める。
駐 車 場	／ 〃		～	～	～	～		

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第2条第1項ただし書の改正規定は、同年5月1日から施行する。

告 示

山形県告示第534号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	キッズスクールメグシイ茅原町教室 鶴岡市茅原町27番12号	児 童 発 達 支 援	10名	令和元. 12. 13
株式会社メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	キッズスクールメグシイ茅原町教室 鶴岡市茅原町27番12号	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第535号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社メグシイ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	キッズスクールメグシイ茅原町教室 鶴岡市茅原町27番12号	保育所等訪問支援	令和元. 12. 13

山形県告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社よつ葉 愛知県春日井市堀ノ内町三丁目1番地3	self-A・よつ葉鶴岡 鶴岡市文園町6番地42	就労継続支援（A型）	20名	令和元. 12. 13

山形県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月24日から令和2年1月7日まで縦覧に供する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字合海字大黒岩1233番1から
同 1182番2まで

3 供用開始の期日 令和元年12月26日

山形県告示第538号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

庄内総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
赤川水系赤川	次の図のとおり
赤川水系内川	〃
赤川水系青竜寺川	〃
赤川水系大山川	〃
赤川水系湯尻川	〃
日向川水系荒瀬川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第2号

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

山形県議会議長 金 澤 忠 一

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月山形県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 関 係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第48号

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県選挙管理委員会

告示第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第9条まで」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則1-2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第8条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第73条第1項第1号中「及び月額」を「寒冷地手当及び月額」に改める。

第78条第5項第1号中「100分の180」を「6月に支給する場合には100分の180」に、「100分の220」を「100分の220）、12月に支給する場合には100分の190（特定幹部職員にあつては、100分の230）」に改める。

別表第7ハの項の表2級の欄中

21
22

を

21
21

に、

23
23
23
24
24
24
25
25
25
26
26
26
26
27
27

を

22
22
23
23
23
23
23
24
24
24
24
25
25
26
26

に改め、同別表

ホの項の表2級の欄中

46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
50
51

に改め、同別表への項の表3級の欄中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
30
31

に改め、同別表トの項の表2級の欄中

26
27
28
28
28
28
29

を

25
26
26
27
27
28
28

に、

29
30

を

29
29

に、

30
31

を

30
30

に、

31
32

を

31
31

に改め、同別表チの項の表6級の

欄中

42
43
43
43
43
43
44
44
44
44

を

43
43
43
43
44
44
44
45
45
45

に改め、同別表リの項の表6級の欄中

41
42

を

42
42

に、

42
42
43

を

43
43
43

に、

43
43
43
44
44
44
44

を

44
44
44
44
44
45

に改める。

別記様式第3号の注書第1項中「及び月額」を「、寒冷地手当及び月額」に改める。

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第78条第5項第1号中「6月に支給する場合には100分の180」を「100分の185」に、「100分の220」、12月に支給する場合には100分の190（特定幹部職員にあつては、100分の230）を「100分の225」に改める。

第85条の3中「月額12,000円」を「月額14,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（昇格時号給対応表に関する経過措置）

- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（時間外勤務等命令簿に関する経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第3号による時間外勤務等命令簿は、改正後の別記様式第3号による時間外勤務等命令簿とみなす。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改める。

第8条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	195,100	243,700	266,400	291,400	336,200	381,800
	2	168,600	197,300	245,600	267,300	293,300	338,400	384,400
	3	170,100	199,400	247,300	268,300	295,100	340,600	387,200
	4	171,500	201,500	249,000	269,300	297,100	342,800	389,900
	5	172,900	203,600	250,400	270,100	298,900	345,000	392,100
	6	174,400	206,000	251,700	271,000	300,700	347,100	394,600
	7	176,000	208,300	252,700	271,800	302,600	349,400	396,900
	8	177,500	210,700	254,000	272,900	304,400	351,500	399,300
	9	178,800	213,200	255,200	274,000	306,200	353,200	401,300
	10	180,600	214,600	256,200	274,600	308,100	355,200	403,500
	11	182,200	216,000	257,000	275,700	309,900	357,200	405,700
	12	183,900	217,300	258,000	277,000	311,800	359,200	408,100
	13	185,400	218,600	259,200	278,300	313,400	361,300	410,000
	14	187,400	219,900	260,200	279,600	315,100	363,400	412,100
	15	189,500	221,500	261,100	280,900	316,900	365,600	414,300
	16	191,500	222,800	262,000	282,300	318,700	367,600	416,600
	17	193,800	224,000	262,900	283,500	320,600	369,700	418,600
	18	196,000	225,600	263,700	284,900	322,200	371,700	420,900
	19	198,100	227,100	264,700	286,000	324,000	373,900	423,100
	20	200,300	228,500	265,600	287,600	325,700	376,000	425,300
	21	202,400	229,900	266,500	289,200	327,200	377,700	427,100
	22	204,700	231,600	267,300	290,700	328,800	379,800	429,100
	23	206,900	233,200	268,300	292,200	330,400	382,000	430,900
	24	209,200	234,900	269,300	293,600	331,900	384,000	432,900

25	211,200	236,300	270,500	294,800	333,600	386,100	434,600
26	212,600	238,000	271,900	296,600	335,000	387,700	436,300
27	213,700	239,600	273,100	298,400	336,600	389,600	438,000
28	215,000	241,300	274,400	300,100	338,200	391,600	439,600
29	216,200	242,900	275,500	301,700	339,500	393,400	441,000
30	217,300	244,200	277,000	303,400	341,100	395,200	442,300
31	218,600	245,400	278,500	304,900	342,500	397,100	443,900
32	219,800	246,600	280,000	306,600	344,000	399,000	445,500
33	221,000	248,000	281,600	308,200	345,700	400,700	447,200
34	222,300	249,000	283,100	309,700	347,200	402,500	448,800
35	223,600	249,800	284,400	311,400	348,900	404,300	450,200
36	224,800	251,000	285,700	313,000	350,400	406,000	451,600
37	226,200	252,000	287,300	314,500	352,100	407,700	452,800
38	227,600	253,100	288,600	315,900	353,800	409,400	454,100
39	228,800	253,900	290,100	317,500	355,300	411,300	455,400
40	230,200	254,900	291,500	319,100	357,000	413,100	456,900
41	231,200	255,800	293,100	320,700	358,200	414,600	457,900
42	232,700	256,500	294,500	322,100	359,700	416,200	458,600
43	234,000	257,400	296,000	323,600	361,300	417,700	459,400
44	235,300	258,300	297,600	325,100	362,700	419,100	460,000
45	236,600	259,200	299,100	326,100	364,200	420,200	461,000
46	237,900	260,100	300,500	327,500	365,300	421,300	461,700
47	239,100	261,000	302,000	329,000	366,800	422,400	462,500
48	240,400	262,000	303,600	330,500	368,100	423,700	463,300
49	241,500	263,000	304,900	331,600	369,600	425,000	464,000
50	242,500	264,200	306,200	333,100	371,000	426,100	464,700
51	243,500	265,300	307,600	334,400	372,300	427,300	465,500
52	244,600	266,500	309,000	335,700	373,700	428,400	466,300
53	245,700	267,700	310,500	337,200	375,200	429,600	467,100
54	246,700	269,100	311,900	338,600	376,400	430,600	467,900
55	247,700	270,500	313,300	340,000	377,600	431,700	468,600
56	248,600	272,000	314,700	341,400	378,800	432,800	469,400
57	249,600	273,600	315,800	342,300	379,900	433,900	470,200
58	250,500	275,200	317,000	343,600	380,800	434,400	
59	251,300	276,600	318,200	344,900	381,900	435,000	
60	252,200	278,100	319,700	346,200	382,900	435,400	
61	253,200	279,500	320,800	347,200	383,500	436,100	
62	254,000	280,900	322,000	348,100	384,300	436,600	
63	254,900	282,500	323,400	349,400	385,100	437,000	
64	255,900	283,900	324,600	350,700	386,000	437,500	

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	65	256,800	285,500	325,900	351,800	386,600	438,100
	66	257,700	286,900	327,200	353,100	387,300	438,500
	67	258,900	288,300	328,600	354,300	388,100	438,800
	68	259,800	289,800	329,900	355,400	388,800	439,100
	69	260,500	291,100	330,600	356,400	389,400	439,500
	70	261,500	292,600	331,800	357,500	390,100	
	71	262,700	294,100	332,900	358,600	390,800	
	72	263,900	295,600	333,800	359,700	391,400	
	73	265,300	296,800	335,000	360,500	392,100	
	74	266,600	298,200	335,700	361,700	392,600	
	75	267,800	299,600	336,900	362,800	393,200	
	76	269,000	300,900	338,100	363,900	393,700	
	77	270,000	302,400	339,200	364,600	394,100	
	78	271,000	303,800	340,500	365,400	394,700	
	79	272,300	305,000	341,600	366,200	395,200	
	80	273,600	306,300	342,800	366,900	395,500	
	81	274,800	307,100	343,900	367,400	395,800	
	82	275,700	308,300	345,100	367,900	396,300	
	83	276,700	309,400	346,100	368,500	396,700	
	84	277,800	310,600	347,200	369,100	397,000	
85	278,800	311,800	348,100	369,700	397,300		
86	279,700	312,900	349,200	370,200	397,800		
87	280,800	314,100	350,100	370,800	398,400		
88	281,900	315,300	351,100	371,300	398,800		
89	282,900	316,600	352,100	371,700	399,100		
90	283,800	317,800	352,900	372,100	399,500		
91	284,700	319,000	353,700	372,700	400,000		
92	285,700	320,300	354,500	373,300	400,400		
93	286,800	321,100	355,000	373,600	400,800		
94	287,800	321,800	355,600	374,100			
95	288,700	322,500	356,300	374,500			
96	289,700	323,100	357,000	374,900			
97	290,600	323,800	357,400	375,500			
98	291,400	324,100	357,800	376,000			
99	292,100	324,700	358,300	376,500			
100	293,000	325,400	358,700	377,000			
101	293,800	325,800	359,200	377,600			
102	294,600	326,400	359,600	378,100			
103	295,400	327,000	360,100	378,600			
104	296,200	327,700	360,500	379,000			

105	296,900	328,100	360,900	379,600
106	297,400	328,600	361,400	380,100
107	297,900	329,100	361,800	380,600
108	298,500	329,600	362,200	381,100
109	298,700	330,000	362,700	381,700
110	299,000	330,400	363,200	382,200
111	299,200	330,700	363,700	382,700
112	299,600	331,000	364,200	383,200
113	299,800	331,400	364,700	383,800
114	300,000	331,900	365,200	
115	300,400	332,300	365,700	
116	300,700	332,600	366,100	
117	301,000	332,700	366,500	
118	301,300	333,000	366,900	
119	301,600	333,400	367,400	
120	302,000	333,600	367,900	
121	302,300	333,800	368,300	
122	302,700	334,100	368,800	
123	303,000	334,400	369,300	
124	303,400	334,700	369,800	
125	303,600	334,900	370,200	
126	303,800	335,200		
127	304,100	335,600		
128	304,500	335,800		
129	304,700	335,900		
130	305,000	336,200		
131	305,400	336,600		
132	305,800	336,900		
133	305,900	337,200		
134	306,200	337,600		
135	306,700	338,000		
136	307,000	338,400		
137	307,200	338,700		
138	307,500	339,100		
139	307,900	339,500		
140	308,200	339,900		
141	308,400	340,200		
142	308,800	340,600		
143	309,200	340,900		
144	309,500	341,300		

145	309,600	341,600						
146	309,900	342,000						
147	310,200	342,400						
148	310,600	342,800						
149	310,900	343,100						
150	311,100	343,500						
151	311,400	343,900						
152	311,700	344,300						
153	312,100	344,600						
154	312,300							
155	312,500							
156	312,800							
157	313,100							
158	313,400							
159	313,700							
160	314,000							
161	314,400							
162	314,700							
163	315,000							
164	315,300							
165	315,700							
166	316,000							
167	316,300							
168	316,600							
169	317,000							
再任用職員	239,900	260,700	267,900	278,400	295,000	332,800	378,200	

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月24日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改める。

第8条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和元年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人米沢市芸術文化協会
 - (2) 代表者の氏名
佐藤 嘉一
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市中央一丁目10番6号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、米沢市における芸術文化の振興発展を図るための事業及び市民の自主的な芸術文化活動の支援を行うことにより、幸福感あふれる豊かな文化的市民生活の実現と地域の文化の向上と発展に寄与することを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和元年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和3年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調達する特定役務の種類
建設工事
- 2 競争入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
 - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期
規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。

イ 暴力団排除に関する誓約書

ロ 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、申請書の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）を記載した書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ハ 印鑑証明書

ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあっては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあっては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの）

ホ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）

ヘ 競争入札参加資格変更届（総合評定値通知書の内容と現況が異なる場合に添付すること。）

ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）

チ 県内に本店を有しない者にあっては、次に掲げる書類

(イ) 規則第125条第2項第3号イに規定する営業所一覧表

(ロ) 規則第125条第2項第3号ロに規定する工事経歴書

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)のイからチまでに掲げる書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和3年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和元年度における山形県の特定役務（コンサルタントに限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和3年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に建築コンサルタント又は土木関係建設コンサルタントの資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する特定役務の種類

建築コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。

- (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期
規則第125条第3項に規定する競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）（以下「申請書」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。
- 4 申請の方法
- (1) 申請書の用紙等の入手方法
申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (2) 申請書の提出方法
競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。
- イ 暴力団排除に関する誓約書
- ロ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ハ 消費税の確定申告書の写し
- ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあっては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあっては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの）
- ホ 営業に関し必要とする登録の証明書又はその写し
- ヘ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）
- ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）
- チ 印鑑証明書
- リ 規則第125条第3項第2号ロに規定する営業所一覧表（県内に本店を有しない者に限る。）
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書は、日本語で作成すること。
なお、(2)のイからリまでに掲げる書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。
- 5 資格審査及び結果の通知
- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
資格者名簿に登載された日から令和3年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新については、規則第125条第3項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 受付期間 令和2年5月14日（木） 午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 開札日時 令和2年5月14日（木） 午後4時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業（以下「本事業」という。） 一式
- (2) 事業の場所 寒河江市緑町地内
- (3) 事業の概要 PFI方式による山形県立寒河江工業高等学校の設計、建設及び維持管理
- (4) 事業の期間 事業契約締結の日から令和21年3月31日まで
- (5) 予定価格 4,959,810,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格等

(1) 入札参加者の構成

- イ 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とすること。
- ロ 代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、一般競争入札参加資格確認申請書類等において明記すること。
- ハ 一般競争入札参加資格確認申請書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
- ニ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立すること。
- ホ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担すること。
- ヘ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率の合計は出資額全体の50パーセント未満とすること。
- ト 代表企業、構成企業及び協力企業は、業務を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、資金、信用等を備えた者であること。また、(2)に掲げる要件を満たすこと。
- チ 代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及びその他の各業務を行う者（SPCからこれらの業務を受託する者）は、(3)から(7)に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。
ただし、建設業務を行う者及びそれらの者と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。この場合、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

(2) 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）

入札参加者及び協力企業は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条各号の規定に該当しないこと。
- ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ハ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと。
- ニ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ホ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ヘ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ト 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の

規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない又は申立てをなされていないこと。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合を除く。

チ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第1項又は第2項の規定による民事手続開始の申立てをしていない又は申立てをなされていないこと。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定があった場合を除く。

リ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社建設技術研究所

株式会社日総建

株式会社学校文化施設研究所

シリウス総合法律事務所

永井公認会計士事務所

ヌ 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がないこと。なお、本事業の実施方針（案）公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

ル 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加していないこと。ただし、本県が落札者との間で本事業に係る基本協定を締結した後、落札者として選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、本事業に係る業務を支援し、及び本事業に係る業務に協力することは可能である。

ヲ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

(イ) 役員等（役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 設計業務を行う者の資格

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はイ及びロの要件を満たすこと。

イ 令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月24日付け県公報第67号）により公示された資格を有する者であること。なお、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和3年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）のうち、設計・測量・調査・コンサルタント用の名簿に建築コンサルタント又は土木関係建設コンサルタントの資格を有する者として掲載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

ロ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

ハ 平成17年4月1日以降に、延床面積4,800㎡以上の国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下「国等」という。）が発注した学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の建築工事（改修工事を除く。）に係る基本設計業務及び実施設計業務について履行を完了した実績を有する者であること。

(4) 建設業務を行う者の資格

建設業務を行う者は、次に掲げるイ～ホの要件を全て満たす者であること。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、そのうちの1者はイ～ホの全てを満たし、他の者はイ及びロを満たすこと。

また、一般什器・備品の調達・設置業務及び産業教育振興に係る什器・備品の調達・設置業務のみを行う者は、への要件を満たすこと。

イ 令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月24日付け県公報第67号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿のうち、建設工事用の名簿に登録されている者は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

ロ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。また、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

ハ 平成17年4月1日以降に、延床面積4,800㎡以上の国等が発注した学校の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体（経常建設工事共同企業体を含む。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

ニ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

ホ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書類等の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）が、建築一式工事について、950点以上であること。

ヘ 平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登録されている者は、平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

(5) 工事監理業務を行う者の資格

工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、その他の者はイ及びロを満たすこと。

イ (3)イに同じ。

ロ (3)ロに同じ。

ハ 平成17年4月1日以降に、国等が発注した学校の建築工事（改修工事を除く。）に係る基本設計、実施設計又は工事監理業務について履行を完了した実績を有する者であること。

(6) 維持管理業務を行う者の資格

維持管理業務を行う者（維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は全ての者）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登録されている者は、平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

ロ 維持管理業務の実施に当たり、必要な資格（許可、登録及び認定等）を有すること。

(7) その他業務（マネジメント業務等）を行う者の資格

(3)から(6)に掲げる業務以外の業務を行う者が、代表企業、構成企業又は協力企業となる場合は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月24日付け県公報第67号）、令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月24日付け県公報第67号）、又は平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登録されている者は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加資格、令和元年度山形県の特定役務（コンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加資格、平成31年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコン

サルタントを除く。)の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、入札説明書等によるものとする。

5 契約条項を示す場所、入札説明書等の公表方法及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課学校施設担当（山形県庁13階） 電話番号023(630)2905

(2) 入札説明書等の公表方法

山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）で公表する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業事業契約約款（案）第35条による保証を付すこと。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書類等を令和2年4月6日（月）から同月10日（金）までに山形県教育庁総務課学校施設担当に提出すること。いずれの日においても、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、資格者名簿に登載されていない者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書類等の提出前に、競争入札参加資格審査申請書を令和2年2月28日（金）午後5時までに山形県教育庁総務課学校施設担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) 本件は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、山形県議会の議決に付さなければならない事業であるため、山形県議会の議決を得た後に本契約を締結する。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract: Design, construction, and maintenance of Sagae technical high school

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. April 10, 2020

(3) Time-limit for tender: 3:00 P.M. May 14, 2020

(4) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2905